

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|--------------------------------|-------------------------------------|---|---|----------------------|--|---|-----------------|
| I 事前予防 いのちとこころを大切に地域づくり | | | | | | | |
| 1 自殺の実態を明らかにする | | | | | | | |
| 実態解明のための調査の実施、既存資料の利活用の促進 | | | | | | | |
| 74 | 自殺統計の分析および実態調査の実施等による施策の検討、広報 | 自殺に関する各種統計（人口動態統計、警察庁統計）の分析を行い、本市の自殺の実態把握に努めるとともに、市民のこころの状態を把握するために「こころの健康に関する実態調査」を定期的に行うことで、本市の実情に即した自殺対策を行うための基礎情報とします。また、本市の自殺の実態や取り組み状況については、講演会や研修、ホームページ等を通じて広く知らせるなど市民意識の啓発を行います。 | 自殺に関する各種統計および、厚生労働省の特別集計により、本市の自殺の現状についての情報収集・整理を行った。結果については、自殺対策連絡会議や講演会、研修等で周知を行った。令和2年7月に実施したこころの健康に関する調査について、8月に報告を行った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 効果的な自殺対策を実施するため、本市の自殺の現状や市民のこころの健康状態を把握する必要がある。 | 引き続き、国の統計結果の分析を行うとともに、定期的に市民のこころの健康に関する調査を実施することで、本市の地域特性の把握に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 情報提供等の充実 | | | | | | | |
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | こころの病の早期発見・早期対応につながるように、日頃からのこころの健康管理が行えるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」や必要な支援情報へ簡単に辿り着ける「専用ホームページ」等インターネットを活用した情報提供・相談支援を行います。 | ・専用ホームページ アクセス数：758,660件 ※累計（H25.7～）：4,212,788件 ・こころの体温計 アクセス数：88,990件 ※累計：1,618,752件 ・検索連動型広告 広告表示数：995,113件 クリック数：21,960件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | インターネットを通じた広報啓発は、今後、若者を中心とする層への働きかけにおいて、一層重要性を増すものと考えます。 | ホームページの内容をより充実したものとし、SNSも活用しながら講演会や研修等の機会ごとに、広報啓発に努める。また、関係機関等へのリンク先の充実を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 2 心の健康づくりを進める | | | | | | | |
| 地域における心の健康づくり推進体制の整備 | | | | | | | |
| 92 | 人にやさしいまちづくりの推進 | 誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。 | 11/13（土）～11/28（日）をバリアフリーウィーク期間とし、様々なバリアフリーに関する啓発事業を実施し、そのPRを行った。 ・全事業：12事業 ・参加者：8,203人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 「心のバリアフリー」を推進していくため、バリアフリーウィークのより効果的なPRを行うことで、市民の認知度向上に取り組む必要がある。 | これまでの実施事業の内容や成果についての検証を行いながら、人にやさしいまちづくりを推進する事業を行っていく。 | 保健福祉局総務課 |
| 87 | 小地域福祉活動の推進 | 北九州市社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあいネットワーク活動」への支援を行うことで、地域での見守り・助け合い・話し合いの3つの仕組みづくりに取り組んでいる住民主体の小地域福祉活動の充実・強化を図ります。 | 基本事業である「見守り」「助け合い」「話し合い」の仕組みづくりに取り組んだ。 ・実施校（地）区数：155校(地)区 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 様々な生活上の福祉課題に対応するため、福祉協力員・ニーズ対応チーム等の地域福祉人材の長期的育成・確保や民生委員・児童委員、自治会、区役所等との連携体制の強化が必要である。 | 全校(地)区において多様な関係者との連携のもと、福祉課題解決のための活動に取り組み、より一層の小地域福祉活動の充実・強化を図る。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 39 86 | 民生委員・児童委員活動支援事業 | 民生委員・児童委員は、地域での声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員・児童委員への期待と負担が増加しています。今後も、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組み、地域活動支援の充実を図ります。 | ・活動件数：214,243件 ・訪問回数：271,031回 ・連絡調整回数：106,085回 ・活動日数：205,985日 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の負担が増えており、引き続き活動環境の整備が必要である。区全体の相談支援体制の強化や関連部署による情報共有の促進等、各々の連携強化が課題として挙げられる。また、地域の中で候補者を見つけるための方策の研究が求められる。 | 民生委員児童委員協議会への参加等を通じて、民生委員との意見交換をするなどして地域の実態把握に努め、行政のサポート体制を充実させる。今後も、福祉事務所や社会福祉施設などと密接に協力しながら、地域社会の福祉の増進を図る。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 41 | 高齢者いきがい活動支援事業 | 高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動、生涯学習、仲間づくり情報などの収集や情報提供をホームページ上にて行います。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う仕組みづくりを進めます。 | ・情報収集：180件 ・HP、facebook利用件数：12,107件 ・活動のマッチング件数：75件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 特になし | 今後も高齢者の社会貢献や生きがいづくりを推進するため、高齢者の参加しやすいボランティア活動や生涯学習などの情報収集や情報提供をホームページ上にて行う。さらに、活動を希望する相談者に個別に対応し、活動のマッチングまでを行う。 | 保健福祉局長寿社会対策課 |
| 111 | 市民センターを拠点とした健康づくり事業（地域でGO!GO!健康づくり） | 市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価の一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。 | ・事業実施まちづくり協議会数：132団体 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 地域の少子高齢化が進み、事業を継続することが困難になることが推測される。また、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の活動はできない。感染拡大防止のため「新しい生活様式」を取り入れた中で、継続して地域活動が展開できるように支援する必要がある。 | 全まちづくり協議会137団体の実施に向けて、未実施団体への働きかけを強化する。 目標：137団体実施（令和4年）第二次北九州市健康づくり推進プラン | 保健福祉局健康推進課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|----|---|--|---|----------------------|--|---|--------------------------|
| 40 | 高齢者就業支援センターの運営 ※令和2年度から事業名変更 | ①「高齢者就業支援センター」を拠点として、隣接するハローワーク戸畑と連携しながら中高年齢者の多様なニーズにワンストップで対応し、総合的に就業相談・支援等を行い、雇用促進を図ります。 ②キャリアカウンセリングコーナーにおいて、適性診断やカウンセリング、再就職のために必要となる講座等を総合的に実施し、再就職の促進を図ります。 ③シルバー人材センターの運営補助を行い、就労を通じた高齢者の生きがいづくりの促進を図ります。 | 高齢者就業支援センター実績 (シティハローワーク・ウェルとばた、高齢者能力活用センター、シルバー人材センター、キャリアカウンセリングコーナーの集計) ・延利用者数：9,792人 ・延相談件数：12,388件 ・就職決定者数：1,138人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 生産年齢人口が減少していく中、活力ある経済社会を維持していくためには、高齢者の就業が不可欠である。そのため、就労にあと一歩踏み出せない潜在するシニア人材の掘り起こしや、その人材の受け皿となる求人開拓を行っていくことが必要である。 | 引き続き、関係機関と連携し、効果的・効率的なマッチングを図り、中高年齢者の就業支援を行う。また、シニアの多様な就労ニーズに応えるため、ワークシェアリングの考え方を企業に提案するとともに、シニア層が働きやすい求人を開拓することで、雇用のミスマッチ解消を図っていく。 | 産業経済局雇用政策課 |
| 84 | 障害者差別解消・共生社会推進事業 ※平成30年度から事業名変更 | 障害のあるなしに関わらず、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる“共生のまちづくり”を目指すため、障害に対する理解を深めるための啓発活動や、障害を理由とする差別に関する相談業務等を行っています。 | ・平成29年12月に施行された障害者差別解消法に基づき、相談から紛争解決までの一貫した体制を継続し、障害を理由とする差別の解消に努めた (「障害者差別解消相談コーナー」相談件数：57件)。 ・多くの市民が参加するイベントにて啓発活動を実施した他、出前講演の実施、事業者向け差別解消条例リーフレットの配布など、積極的に周知啓発を図った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 障害を理由とする差別の解消について市民に理解を深めてもらうため、広報の手法を工夫するなど、引き続き効果的な周知啓発活動を行う必要がある。 | 障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向け、障害や障害のある人について市民に理解と関心を深めてもらえるよう、引き続き積極的に周知啓発活動を行う。 | 保健福祉局障害福祉企画課 |
| | 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター運営事業 ※平成31年4月から事業名変更 | 外国人市民が安心して生活できるよう、生活全般の情報提供・相談を多言語で一元的に行う「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を運営しています。 | 【専門家による無料相談会】 ●「入国、在留、ビザ手続きの相談会」(県行政書士会共催) (相談件数：44件) ●「法律相談」(県弁護士会北九州部会共催) (相談件数：13件) ●臨床心理士による「心理カウンセリング」 (相談件数：3件) 【上記を除く窓口相談】 ●外国語相談員による「一般相談」 (相談件数：1,120件) ・行政通訳派遣(派遣件数：182件) ・医療通訳派遣(派遣件数：9件) | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 国籍・在留資格の多様化により、相談内容は複雑化・専門化しており、こうした相談に即応できるノウハウを蓄積し、相談員の人材育成を続けていくことが課題である。 | 多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、相談員のスキルアップに努めるとともに、引き続き行政窓口や専門機関との連携を強化し、支援体制の充実を図る。 | 企画調整局国際政策課、(公財)北九州国際交流協会 |
| 61 | 依存症・うつ病等の精神疾患に関する相談体制の整備 | 薬物乱用・依存・うつ病などについての正しい知識や接し方などの情報提供や個別相談、同じ問題を持つ家族同士が語り合い、わかち合う場を提供するための教室の実施など、相談体制を整備します。 | ・薬物乱用・依存問題で悩む家族のための家族教室 開催回数：11回 延参加者数：35名 ・うつ病の家族教室 開催回数：5回 延参加者数21名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 薬物の家族教室は、継続参加する家族が多い一方で、新規参加者は少なく、メンバーが固定化してきている。 | 引き続き事業を継続するとともに、DARCやナラノンなど関係機関と連携しながら、当教室の周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

職場におけるメンタルヘルス対策の推進

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|--|--|----------------------|---|--|-----------------|
| 27 | 安心して働ける労働環境づくり事業 | 安心して働くことができる労働環境をつくるため、巡回労働相談を行うほか、ガイドブックの配布やセミナー開催による広報・啓発を実施します。 | ・巡回労働相談の実施：48回 ・ガイドブック作成：3,000部 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 労働相談の内容は深刻な悩みが多く、気軽に相談できる場が必要とされている。相談に至っていない方も多数いることが想定されるため、引き続き啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。 | 引き続き、市民に身近な相談窓口の提供による問題解決に向けた支援や、ガイドブックの配布・セミナーの開催による労働に関する知識の啓発に取り組む。 | 産業経済局雇用政策課 |
| 28 | 勤労者のメンタルヘルス研修の充実 | 経済状況の悪化により倒産や失業したときにも、専門機関に相談することが解決の第一歩となり、自殺に追い込まれる危険を大幅に減らすことができます。民間事業所や、商工会議所、地域産業保健センターと連携し、勤労者の心の健康づくりのための講演や広報啓発活動を行います。 | 福岡労働局、福岡県、福岡市、飯塚市、協会けんぽ福岡支部等との共催で、事業主を対象にしたメンタルヘルスに関する講演会を開催。 ・県内4会場で開催。 (北九州会場7/28開催：94名) | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 職場におけるうつ病の増加や過労死など、勤労者の自殺とも密接に関連するため、各関係機関と連携したメンタルヘルス対策を実施する必要がある。 | 引き続き、メンタルヘルスに関する講演会の実施や、勤労者向けの広報啓発活動に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 31 | 教職員メンタルヘルス対策事業 | 精神科医や産業医、保健師によるメンタルヘルス面談を実施し、健康相談事業については委託(委託先：(一財)本市教職員互助会「こころの健康相談室」)としています。 | ・精神科医、産業医、保健師によるメンタルヘルス面談を実施した。 面談数：235件 ・こころの健康相談を実施した。 利用者数：113件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | こころの健康相談室の周知。 | 定期的に全教職員にこころの健康相談室周知用のカードを配布し、さらなる周知を図る | 教育委員会教職員課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|----|----------------------|--|--|----------------------|---|--|----------|
| 29 | 北九州市職員の心の健康づくりのための計画 | 左記計画に基づき、メンタルヘルス対策における一次予防から三次予防の全ての段階に自殺予防の視点を入れた取り組みを実施しています。 | ・インフォメーションを活用した相談窓口やメンタルヘルスに関する情報提供 ・イントラナビの総務局給与課掲示板の「あなたのための健康相談室」に、こころとからだの質問票（うつチェック）を掲載。 ・管理監督者向け研修に自殺予防の内容を取り入れ実施 ・管理監督者向けマニュアルに自殺予防の内容を取り入れ周知。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | メンタルヘルスケアに関して、個々の職員への啓発や相談の充実及び管理監督者が安心してラインケアを実践できる体制づくりが必要。 | 職員研修関係部署と連携し、管理監督者へのメンタルヘルスファーストエイドに関する知識・技術の普及・習得を目指す。 | 総務局給与課 |
| 30 | 市職員のメンタルヘルス研修 | 階層別研修において、対象の階層に応じたメンタルヘルス研修を実施します。また、管理監督者向けにメンタルヘルスファーストエイド研修を実施します。 | 階層別研修において、メンタルヘルス研修を、管理監督者向けにメンタルヘルスファーストエイド研修を実施した。 ＜階層別研修 受講者＞合計：1,251人 ・新規採用職員（前期）：183人 ・新規採用職員（後期）：182人 ・採用2年次職員：160人 ・採用6年次職員：122人 ・採用10年次職員：95人 ・新任主査：134人 ・新任係長：115人 ・係長2年目：87人 ・新任課長：59人 ＜メンタルヘルスファーストエイド研修＞ ・メンタルヘルスファーストエイド：30人 ＜その他＞ ・新規採用職員指導監督者研修：84人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 対象階層に応じた効果的なメンタルヘルス研修の実施。 | 階層別研修では、対象の階層に応じて、一次予防（心の健康保持増進）、二次予防（心が不健康な状態の早期発見）、三次予防（円滑な職場への復帰と再発予防）に係る研修を実施する。また、係長及び課長職向けに二次予防（不調の気づき、専門家へつなげるための基礎知識・対応方法）に係るメンタルヘルスファーストエイド研修を実施する。 | 総務局職員研修所 |

学校における心の健康づくり推進体制の整備

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-----------|-----------------------------|---|---|----------------------|--|---|----------------------------|
| 26 | 自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 | 市内の全小中高校において、スクールカウンセラーが教職員を対象に、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とした自殺予防教育研修を行います。この研修により、教職員のカウンセリング能力の向上を図るとともに、児童生徒に対する自殺予防に関する指導の充実を図り、各学校での自殺予防に関する授業の実施を推進します。また、保護者などPTAからの依頼により、子どものメンタルヘルスに関連する大人のかかわりについて等の研修を行います。今後、児童生徒の自殺を防ぐだけでなく、大人になっても自殺に追い込まれることのない生涯にわたるメンタルヘルスの基礎を築くことを目的に、児童生徒の実態や発達段階に応じた教材、指導方法等について研究を行います。 | ・市内の全幼稚園・小・中・特別支援学校・高等学校等の教職員を対象に、スクールカウンセラーによる自殺予防教育研修を実施し、この研修を踏まえ各学校において自殺予防に関する授業を行った。 ・9月30日(木)に開催した、九州沖縄ブロック会議(教員参加)の際に、九州産業大学の窪田先生を招き、研修を実施。(オンライン開催) 全体参加者：118名 うち北九州市内：44名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・子どもたちのSOSを出す力を育成するため、スクールカウンセラーと教員が連携しながら指導内容の一層の充実を図る必要がある。 ・また、子どもたちが悩みを抱えたときに気軽に相談できる環境を整える必要がある。 | ・平成30年度よりすべての小学校6年生及び中学校2年生を対象としてスクールカウンセラーと教員が一緒に授業を行い、指導の充実を図っている。 ・また、子どもたちにスクールカウンセラーの存在を身近に感じてもらう、相談しやすい環境を整えるためスクールカウンセラーによる小学校5年生の全員面接を実施する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会生徒指導課 |
| 13 | いじめ対策の充実 | いじめは、児童生徒にかかわる最重要課題の一つであることから、早期発見・早期解決や社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。いじめの問題に係る各種取り組みの実施により、いじめの状況把握、分析及び調査研究並びに関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携等により、いじめの問題の解決を図ります。 | ・北九州市いじめ防止基本方針を3月に改定しいじめ対策の充実を図った。 ・学期に一回以上のアンケートや9月のいじめ防止強化月間における取組により、早期発見・早期解決に取り組むことができた(令和2年度いじめの認知件数：2,824件)。 ・北九州子どもつながりプログラムでコミュニケーション能力を高める指導や、児童生徒が主体となった「中学校区ミーティング」の開催の取組を実施し、未然防止に努めた。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加しており、SNS上のいじめの問題等が懸念される。 ・いじめの予防教育にあたって弁護士との連携・活用の在り方について検討する必要がある。 | ・いじめの認知当月から少なくとも3か月の見守りと支援を行う。期間中は児童生徒の様子を注視したり面談等を行ったりすることで、再発を防止する。 ・いじめミーティングにおいて「いじめ防止の取組」や「ゲームやSNSの適正な使用について」を全市統一のテーマとして、児童生徒同士で話し合う等、児童生徒の人権意識の向上を図る。 | 教育委員会生徒指導課 |
| 15 105 | スクールカウンセラー活用事業 | 不登校やいじめ等の児童生徒及び保護者への対応のため、臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、すべての中学校に配置及び小学校への派遣を行い、小中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることで、生徒指導上の諸問題の未然防止・早期対応を図ります。また、自殺を含め、児童生徒への緊急支援が必要な場合に、スクールカウンセラーが個別に心のケアを行います。 | ・スクールカウンセラーを全中学校62校へ配置し、全小学校へ派遣した。(配置人員60名、うち月額SC6名) ・児童生徒への教育に資するため、全小中学校の教職員に対し、「スクールカウンセラーによる「メンタルヘルス研修」を実施した。 ・小学校6年生中学校2年生を対象に担任とスクールカウンセラーのT・T体制で「生涯にわたるメンタルヘルスの基礎(自殺予防教育)」を実施した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 生徒指導上の諸問題について未然防止・早期対応を図るため、児童生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整える必要がある。 | ・引き続き、スクールカウンセラーによる小学校5年生全員面接や小学校6年生及び中学校2年生を対象とした自殺予防教育を実施する等、未然防止・早退対応に注力する。 ・スクールカウンセラーと連携した校内研修を通して、教員のカウンセリング能力の向上による学校の相談体制の充実を図る。 | 教育委員会生徒指導課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|-----------|-------------------|--|---|----------------------|---|--|------------|
| 14 104 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 不登校やいじめ、虐待などの課題等の解消のため、スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒への働きかけとともに家庭環境への働きかけにより支援活動に取り組みます。 | ・スクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒が抱える様々な課題の解決を図った。 ・配置人数 令和3年度17名 ・支援対象者数 令和3年度644名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・生徒指導上の諸課題について、必要に応じて早期に家庭への働きかけを行ったり、関係機関と連携したりすることができるようスクールソーシャルワーカーの体制の充実を図る必要がある。 ・スクールソーシャルワーカーの人材育成を図っていく必要がある。 | ・スクールソーシャルワーカーの学校への配置（配置型）を進めるなど、体制の充実を図る必要がある。 ・平成30年度から導入しているリーダー制（2名）を効果的に活用し、スクールソーシャルワーカーの人材育成を図る。 | 教育委員会生徒指導課 |
|-----------|-------------------|--|---|----------------------|---|--|------------|

大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|---|--|----------------------|--|--|-----------------|
| | 災害・事故時こころのケア対策事業 | 災害や衝撃度の高い事故発生時における被災者に対する相談体制の整備、ひいてはこころの健康危機管理についてのシステム構築を目指し、災害・事故時のこころのケアについての理解を広める。研修の開催や広報及び配布、関係者連絡会議の開催を行います。 | ・災害・事故時のこころのケア対策関係職員研修（一般職員向け）8月17日開催：28名参加 ・災害・事故時のこころのケア対策技術取得研修（専門研修）12月14日実施：26名参加 ・北九州市立大学防災科目「地域防災への招待」1コマ「災害時のこころのケア」の講義 ・西南学院大学「災害看護学」1コマ「災害時に生じる心理的特徴と支援活動」の講義 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 今後も継続して「災害・事故時こころのケア」に対する研修等を実施し、関係者がこころのケアについて知識、理解を深め、対応できる力を身につけておく必要がある。 | 今後も継続して「災害・事故時こころのケア」に対する研修等を実施し、関係者等が平時からこころのケアについて知識、理解を深め、対応できる力を身につけておく必要がある。 災害時の支援や派遣体制について、関係者間のネットワーク構築を行っておく必要がある。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

3 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------------|--|---|----------------------|--|---|-----------------|
| 76 | 自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発 | 自殺予防週間・自殺対策強化月間における集中的な啓発事業等を実施することで、市民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について市民の理解の促進を図ります。 | ・パネル展・リーフレット配布 市庁舎1階9、3月 ・ポスター送付 各区図書館、生涯学習センター、市民センター 9、3月 JR駅北九州管内 9/10～9/16、3/1～3/31（18箇所）北九州モノレール駅 8/20～9/16（11箇所） 2/21～3/11（13箇所） ・その他 自殺対策強化月間に併せて、シンポジウム、各種研修会等を開催 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 令和2年に実施したこころの健康に関する実態調査において、精神疾患は誰もがかかりうる病気だと「思う」と回答した市民は、75.8%であること等、本市は、依然、偏見が根強く残っている地域であるといえる。 | 自殺予防週間・自殺対策強化月間に事業を集中的に行い、報道機関への情報提供を実施するなどによって、より効果的なものとなるよう努めていく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------------------|--|---|----------------------|---|--|----------------------------|
| 26 | 自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会生徒指導課 |
| 16 | 人権教育推進事業 | 生命の大切さを学び、自尊感情や他の人よりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など生きる力を育む教育活動を推進します。 | ・本市作成の人権教育教材集「新版いのち」を活用した授業を全校で実施した。 ・「北九州子どもつながりプログラム」を活用した授業を全校で実施した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 子どもの自主性を尊重しながら人権教育を進める指導方法や教材の改善・充実を進めていく必要がある。 | 教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ることで、人権教育の充実をさせる。 | 教育委員会生徒指導課 |
| 17 | 心の教育推進事業 | 伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考えを深める道徳教育を教育活動全般を通じて推進します。また、郷土の先人や歴史などを通して郷土への愛着を深めます。さらに、子どもの自尊感情を高めるとともに、基本的な生活習慣の定着を図るため、学校、家庭、地域を挙げたあいさつ運動を推進します。 | ・各学校において、「北九州道徳郷土資料」「新版いのち」等を活用した道徳授業を行う。 ・芸術鑑賞教室や伝統文化体験事業など文化芸術活動を通して豊かな情操を養う。 ・自殺予防教育の下地づくりとなる「特別の教科 道徳」の確実な実施が行えるよう「北九州スタンダードカリキュラム」の活用を促した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 道徳科の授業実施が、教科書を主たる教材としたものとなっているので、本市作成教材の「北九州道徳郷土資料」「新版いのち」を教科書と合わせて意図的・計画的に使用していく必要がある。 自殺予防教育の下地づくりとなる道徳科授業は、今後もスクールカウンセラーと連携を密にして進めていく必要がある。 | 発達段階や連続性・一貫性を考えた幼稚園での豊かな体験や小中学校での伝統文化に親しむ体験活動などに取り組み、道徳教育の充実を図る。 自殺予防教育の下地づくりとなる「特別の教科 道徳」（道徳科）の確実な実施と価値ある体験や活動を生かした道徳科の時間を充実させる。 | 教育委員会学校教育課、生徒指導課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 80 | 市民への人権啓発の推進 ※令和4年度から事業名変更 | 「人権文化のまちづくり」の実現に向けて、幅広い年齢層の市民を対象に、様々な機会を通じて、人権啓発を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発ラジオ番組「明日への伝言板」の制作放送 R3.11~R4.1放送全20作 ・人権週間記念講演会の開催 R3.12.3 ロバート キャンベル テーマ 性的指向・性自認 R3.12.8 新田恵利 テーマ 高齢者 ・ふれあいフェスタ2022 R3.11.21 コンサート 山本裕策 講演会 尾木直樹 ・人権啓発情報紙「いのち あい ころ」制作配布 R3.12.1配布 テーマ 障害のある人、ヤングケアラー、同和問題（部落差別）、LGBT ・人権啓発CM、動画等制作ほか | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 社会状況の変化に伴い、人権課題が多様化しているため、全体のバランスに配慮しながら、テーマを決定する必要がある。幅広い年代層への啓発を推進するため、効果的な啓発手法を検討する。 | 様々な人権課題をテーマとした人権啓発を推進することにより、自殺対策に資することを目標とする。 | 保健福祉局人権文化推進課 |
|----------------------------------|------------------------------|--|--|----------------------|--|--|-----------------------|
| うつ病、アルコール依存症、薬物乱用と自殺についての普及啓発の推進 | | | | | | | |
| 事業No | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 36 73 | アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 | アルコールとうつ、自殺に関する広報の取り組みを、行政と関係諸機関、関係団体、地域などと一体となって推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため自助グループ等と連携する事業が開催されず、従来のような啓発ができなかったが、リーフレットの配布を行う等、広報に努めた。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 啓発の機会が少なかったため、今後は、より多くの機会を捉え啓発をする。 | 地域住民や民間事業所を対象とした健康教育の機会には、アルコールとうつについて、既存のパンフレットを用い積極的に啓発を行う。ホームページで、アルコールとうつについての情報提供を行う。 | 保健福祉局精神薬務課、子ども家庭局青少年課 |
| 18 | 薬物乱用防止に向けた広報・啓発 | 薬物乱用防止に向けた広報・啓発などの取り組みを、行政と関係諸機関、関係団体、地域などと一体となって推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ①一般市民向け <ul style="list-style-type: none"> ・啓発事業として、市内中学校・高校及び各協団体と共に、小倉駅JAM広場にて北九州市「ダメ、ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーンを例年実施。ただし令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止したので実績なし。 ・危険ドラッグ情報ダイヤルを設置し、電話による薬物乱用に関する相談を受付。受付件数：0件※累計（H25～）：26件 ②子ども向け <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小学校4年生から中学生等に、リーフレットを配布した。65,000部 ・学校の長期休業中に、啓発CMを2箇所の街頭ビジョンで放映した。放映場所：JAM広場、JR小倉駅南口 ・小倉地区及び黒崎地区の2地区で、地域の見守り活動に取り組む団体を支援し、薬物乱用防止教室や、パトロール、啓発活動等を行った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | <ul style="list-style-type: none"> ①一般市民向け 「ダメ、ゼッタイ。」普及運動ヤング街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置をとりながら、例年とおりの規模で再開できるように進めていきたい（令和4年度は規模縮小で再開）。参加ボランティアに関しては、キャンペーンの趣旨を鑑みて学生ボランティアの割合を増やしていきたい。 ②子ども向け 全国的に見ると、インターネットやデリバリー販売等で、青少年が覚せい剤や大麻などを入手する新たな薬物乱用の事案が発生している。今後も様々な機会を捉え、効果的に薬物乱用の啓発を行うことが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ①一般市民向け 市内中学校・高校に文書による協力依頼を行っているが、新たな依頼・周知方法を検討する。 ②子ども向け リーフレット等を配布するなど、子どもたちだけではなく、保護者や地域に対しても、広く啓発を実施する。 | 保健福祉局医務薬務課、子ども家庭局青少年課 |
| 19 | 学校における薬物乱用防止教育の実施 | 市立小学校高学年、中学校、高等学校において、各教科をはじめ、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に薬物乱用防止教育を実施しています。また、各学校において、毎年、外部の専門家を招聘するなどして、薬物乱用防止教室を開催しています。 | <ul style="list-style-type: none"> ・シンナー等乱用少年検挙数：令和3年度0名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 違法ドラッグ（脱法ドラッグ）は簡単に入手できる危険性があり、継続して啓発に取組む必要がある。また、県内で大麻所持等による検挙数が増えていることから、啓発を行う必要がある。 | 今後も、県警や保健福祉局等の関係機関との連携を図り、福岡県警や市民文化スポーツ局安全安心推進課が作成した動画等を各学校で効果的に活用しながら、安易に薬物に手を出させないための啓発活動や薬物乱用防止学習を若年層のうちから進めていく。 | 教育委員会生徒指導課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及 | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------|--|---|----------------------|---|---|-----------------|
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 77 | 自殺対策事業啓発講演会 | 自殺対策に関する市民の理解を広げるため、様々なテーマを取り上げた講演会を開催しています。 | 【開催日】2/21(月)19:00~20:10 【テーマ】「いま、あなたに伝えたいこと」 【方式】オンライン開催およびオンデマンド配信 当日視聴者 101名 オンデマンド視聴回数 のべ413回 | b:取組中【事業の方向性:継続又は拡充】 | 自殺対策について、市民に広く理解を進める必要がある。そのため、市民の関心が高く、かつ、知ってもらいたいテーマを検討するとともに、広報を充実させる必要がある。 | 自殺に対する偏見の除去や地域に対する人々の信頼感を増加させることのできる機会とする。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 80 | 市民への人権啓発の推進 ※令和4年度から事業名変更 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局人権文化推進課 |
| 83 | やさしい精神保健福祉講座 ※平成29年度から事業名変更 | 精神障害者の社会復帰、社会参加、精神障害・疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を開催します。 | ・開催回数:3回 ・参加者:38名 ・テーマ:10月7日「こころの病気について」、10月14日「傾聴とセルフケア」、10月21日「地域で暮らす～当事者からのメッセージ～」 ・会場:総合保健福祉センター内 | b:取組中【事業の方向性:継続又は拡充】 | 参加者は一般市民、当事者、家族、支援者まで幅広く、ターゲットの絞込みが難しい。案内時に趣旨を丁寧に説明する必要がある。 | 精神障害、疾患に対する一般市民の理解を促進するための講座を実施する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 81 | ストレスケア出前講演 | ストレス対応力を高め、心の健康を保つための出前講演を行います。 | ・開催回数:15回 ・参加者:282名 | b:取組中【事業の方向性:継続又は拡充】 | 職場や家庭等の人間関係の問題や、特にコロナ禍である影響により、メンタル不調となり、自殺に追い込まれることがある。 | セルフケアの方法を一般市民に周知する機会である。受講者の理解に合わせ、ワークを実施するなど、分かりやすく工夫を行い実施していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 112 | ゲートキーパーの地域での広がり | 病院や施設、学校、企業等の自殺対策の担当者等の支援者を対象とした、自殺予防の考え方や初期対応の方法(メンタルヘルス・ファーストエイド研修プログラムや各種自殺予防に関する研修会等)についての研修を行います。また、民生委員・児童委員や自治会長、市民センター職員、ボランティア等を対象にしたゲートキーパー研修を行うことで、地域の自殺予防の取り組みのなかで期待される役割を担っていくよう支援していきます。 | ・開催回数:59回 ・養成人数:1,969名 | b:取組中【事業の方向性:継続又は拡充】 | 自殺に関する正しい知識を持ち、困っている人を専門家へ繋ぐことができるゲートキーパーを養成することで、地域に自殺予防の取り組みを波及させていく必要がある。 | 研修受講の対象が、一般の地域住民である場合は、自殺に関する正しい理解を得ることに重点を置き、専門職の場合は、実践的な内容とする等、研修の受講対象の支援のレベルに合わせた内容の研修を実施する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 78 | 自殺やメンタルヘルスに関する啓発の充実 | 自殺やメンタルヘルスに関する正しい知識を普及するため、パンフレット等を作成しています。自殺に対する偏見の除去や精神疾患に対する理解の増進、様々な相談窓口の周知を幅広く行うため、自殺対策連絡会議の構成団体等をはじめとした関係機関・団体との連携を強化した広報・啓発を行います。 ・「ウーマンワークカフェ」北九州や「若者ワークプラザ」等の関係機関へのチラシ設置 ・女性や若者の支援者を対象としたゲートキーパー研修の開催 ・女性や若者を対象とした広報物の作成 ・SNSを活用した広報の検討 ・こころの相談窓口の開設 ・ホームページへこころのケアに関するページを公開 | ・パンフレット、リーフレット交付申込 医療機関、法人、市民センター等(窓口配布、講座使用分含む) 8,361部、市内大学送付 405部 計8,766部 ・すこやかリポート(各戸配布)7月15日号(いのちの電話相談員募集) ・北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤルのこころのケア相談 ・感染者・濃厚接触者の個別相談 ・陽性告知を受けた方やそのご家族、医療従事者等のスタッフ向けにこころのケアのチラシを作成・配布 ・医療機関や福祉施設の従事者への相談支援 ・宿泊療養している軽症者へのこころのケア支援 ・エッセンシャルワーカーへの相談支援 | b:取組中【事業の方向性:継続又は拡充】 | 昨今の、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、こころの不調に関する対応の周知や、相談窓口の広報。また、自殺やメンタルヘルスに関する正しい理解を図ることができるツールのひとつとして、効果的な活用が期待される。 | 様々なこころの不調に対応し、広く市民に理解を深めることのできる広報・啓発物等の資料作成や研修・講演会の開催、SNS等を活用し、幅広い周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 72 | 高校生への飲酒の弊害等についての周知・啓発 | 高校の養護教諭等を対象に、飲酒の弊害等についての周知を行います。また、養護教諭が教諭や生徒などへ研修等を行う際に使用する啓発グッズやリーフレット類等の配布に協力します。 | ・自殺予防シンポジウムがオンライン開催になったことにより、効果的な啓発ができなかった。 | b:取組中【事業の方向性:継続又は拡充】 | 啓発できた高校が少なかった。 | 引き続き、高校の養護教諭等を対象に、啓発に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | |
|---|--|--|-----------------------------|--|---|------------------------------|
| <p>携帯電話やインターネットに潜む危険性に関する青少年の健全育成のための啓発</p> | <p>メディア被害の防止に向け、携帯電話やスマートフォンの安易な使用による危険性を啓発するためのリーフレットを作成し、小学4年生から中学生等の本人及び保護者を対象に配布する他、啓発CMを街頭ビジョンで放映しています。教職員に対してネットトラブルに関する対応力向上のための研修を行います。また、PTA協議会や学校と連携して児童生徒のスマートフォンやインターネットの利用についての実態を調査し、保護者に向けたリーフレットを配布することで啓発を行います。</p> | <p>・市内の小学校4年生から中学生等に、リーフレットを配布した。 部数：65,000枚 ・学校の長期休業中に、啓発CMを2箇所の街頭ビジョンで放映した。 放映場所：JAM広場、JR小倉駅南口 ・全小学校教職員を対象にネットトラブルに関する研修会を実施した。（小中教職員に対し隔年実施） ・市立学校の保護者に向け、インターネットの適切な利用に関するリーフレットを配布した。</p> | <p>b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】</p> | <p>・今後も様々な機会を捉え、効果的にインターネットに潜む危険性の啓発を行うことが必要である。 ・児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加し、SNS上のいじめ等のトラブルが懸念される。</p> | <p>・小学校高学年～中学生等に対しリーフレットを配布し、危険性を訴えていくとともに、地域の育成会等を通じて、広く啓発を実施する。 ・警察や教育関係者、青少年育成団体や携帯電話事業者等が構成されるメディア・リテラシー向上推進会議において、官民挙げての実効性のある取り組みについて協議、検討を行う。 ・児童生徒のスマートフォン等の利用実態について調査分析するとともに、PTAと連携しながら、スマートフォンやインターネットの適切な利用について効果的な啓発に取り組む。</p> | <p>子ども家庭局青少年課、教育委員会生徒指導課</p> |
|---|--|--|-----------------------------|--|---|------------------------------|

II 危機対応 いのちを救うための社会環境の整備

1 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する

かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|---------------------|--|---|----------------------|--|--|-----------------|
| 49 69 | かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 | 自殺との関連性が指摘されるうつ病は、身体症状にも顕れることが多いことから、内科等のかかりつけ医を受診することが多いといわれています。そのため、かかりつけ医に適切なうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門の医師との連携方法等の研修を実施することで、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療を図ります。 | ・開催回数：1回（11/19） ・参加者：33名 ※市医師会と共催 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | アルコール依存やうつ病の症状がある人が最初を受診するのはかかりつけ医であることが多い。また、職場のメンタルヘルスの課題も大きい。 | 引き続き、かかりつけ医だけでなく、産業医を対象として、うつ病等精神疾患に関する研修を実施し、精神疾患の早期発見・早期治療につなげる。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

教職員に対する普及啓発等の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------------------|------|---------|------|-------|------------|----------------------------|
| 26 | 自殺予防教育（生涯にわたるメンタルヘルスの基礎）の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター、教育委員会生徒指導課 |

地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|---|--|----------------------|---|---|-----------------|
| 28 | 勤労者のメンタルヘルス研修の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 71 | 精神保健福祉基礎・実務者研修 | 精神障害者の支援者を対象に、障害者の地域生活を支援するケアマネジメントや自殺予防等の基本的な考え方やその過程（流れ）を学び、相談支援技術の向上を目的とします。 | ・開催回数：2回 ・申込者数：延べ131名 基礎研修Ⅰ（8/31）58名 実務者研修（12/1）73名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 新任者向けの「基礎研修Ⅰ・Ⅱ」を受講した後に、実務者研修を受講する構造である。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎研修Ⅱは、事例検討等があり、オンライン開催になじまないため、実施できなかった。 | 今後も継続して、支援者に向けた研修を実施し、スキルアップの向上を図る。研修内容は、参加対象者を見ながら必要に応じて、企画を行う。申し込みは研修の対象者等に応じ、ネット窓口に取り組み。新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、実施方法等を検討する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

介護支援専門員等に対する研修の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|--|---|----------------------|--|--|-------------------------------|
| 48 | 介護支援専門員への研修機会の創出 | 介護サービス従事者研修や各区の地域包括支援センターが実施する研修等の機会を捉え、介護支援専門員等の介護サービス従事者に対し、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の心の状態や専門機関の情報等についての研修を行います。 | ・介護サービス従事者研修 開催回数：73回 受講者数：1,399人 ・ケアマネジメント研修 開催回数：7区19回開催 参加人数：883人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 区の実情に応じて心に関する内容を設定して研修を実施している状況である。高齢者の自殺予防や高齢者とその家族の心の健康づくり等の目的を統一し、より多くの参加を目標し、更なるケアマネジメントのスキルアップに努める。 | 本研修において、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の心の状態等の内容を取り入れて、引き続きケアマネジメント研修に心に関する内容を取り入れ、介護支援専門員等に周知し、高齢者やその家族の心のリスクに気付き対応できる、また心の健康づくりのスキルアップにも努める。 | 保健福祉局地域福祉推進課、介護保険課、精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|----|----------------|--|--|----------------------|--|---|--------------|
| 46 | 地域包括支援センター運営事業 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、通いの場等を随時巡回する等、相談窓口としての周知をより一層図るとともに、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談は、電話だけでなく自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「8050問題」や「ダブルケア」などの家族介護のアセスメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職やNPOやボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。 | ・地域包括支援センター相談件数：219,949件 ・地域における啓発活動：46,151人 ・高齢者いきいき相談：26回 ・まちかど介護相談室：54箇所 ・地域ケア会議：607回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 介護予防・生活支援サービスについては、市の実情に合わせた生活支援型サービスについて、利用者の状況に応じて介護保険事業者だけではなく、民間企業・NPO法人等、多様なサービス提供を確保する必要がある。地域包括支援センター運営事業については、認知症や虐待・権利擁護に関する相談件数が増加傾向にある。虐待等処遇困難事例への対応強化やサービスの質の確保を行うため、人材育成や効率的な人員配置による相談機能の充実や、関係機関との連携がさらに重要となる。また、課題の早期発見、早期相談につなげるために地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」のPRも引き続き積極的に行っていく必要がある。 | 相談内容の複雑・多様化、相談者の生活パターンの多様化に対応するため、区役所内の相談窓口が連携し、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相談のアクセスポイントの拡充等、市民がより相談しやすい環境の整備及び適切なアウトリーチ支援を行い、関係機関との連携を図りながら、地域包括支援センターの機能強化・相談体制の更なる充実に取り組む。また、地域包括支援センターや「まちかど介護相談室」等の相談窓口の一層の周知を図るとともに地域ケア会議を一層充実させ、地域に共通する課題を発見・把握するとともに、地域関係者等とのネットワークの構築を進める。さらに、災害や新型コロナウイルスの感染拡大等に対応するため、ICTの活用を進めていく。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
|----|----------------|--|--|----------------------|--|---|--------------|

民生委員・児童委員等への研修の実施

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-------------|---|--------------------------|----------------------|--|--|-----------------|
| 82 | 自殺対策出前講座 | 自殺対策に関する理解を広げるため、各種団体等からの要望により出前講座を開催しています。 | ・開催回数：29回 ・参加者：1,295名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺に関する正しい知識の啓発を進め、地域における自殺予防の取り組みへと繋げていく必要がある。 | 団体の要望にあわせながら、自殺対策についての理解を深めることができるよう効果的な講座を実施していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 77 | 自殺対策事業啓発講演会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

連携調整を担う人材の養成の充実

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|-----------------|---|------------------------|----------------------|--|---------------------------------|------------------------------------|
| 108 | 地域の保健福祉関係職員への研修 | 心の健康づくりについての理解を深め、相談窓口の相互理解や協働を図るため、関係職員向けの研修を行います。 | ・開催回数：5回 ・参加者数：555名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 心の健康づくりについて、市職員の理解を図ることで市民サービスの向上を図る必要がある。 | 新たに福祉の職場に異動した職員への研修を継続して実施していく。 | 保健福祉局地域福祉推進課、保護課、障害者支援課、精神保健福祉センター |

社会的要因に関連する相談員の資質の向上

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|------------------|------|---------|------|-------|------------|-----------------|
| 28 | 勤労者のメンタルヘルス研修の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

研修資料の開発等

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|----------------------------|------|---------|------|-------|------------|-----------------|
| 78 | 自殺やメンタルヘルスに関する啓発の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

自殺対策従事者への心のケアの推進

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|----------------------|---|--|----------------------|--|--|-----------------|
| 51 | 自殺未遂者に関する支援者のための研修 | 救急病院や消防、精神科病院、かかりつけ医など、自殺未遂に関する支援者それぞれのニーズをふまえたテーマ（精神疾患の特徴や自殺危険因子とその評価方法や、適切な対応方法、PEECなど）に沿った実践的な研修を行うことで、支援者の資質の向上を図ります。 | ・開催回数：3回 ・参加者：53名 若者支援者：7/4開催 19名 高齢者支援者：11/21開催 9名 消防局職員：7/16開催 25名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺未遂者は、自殺のハイリスク群であるため、支援者には、より実践的で高度なスキルが求められる。 | 研修参加者の属性に対して、より現場の実情に沿った内容の研修を行っていく。さらに、広報について見直しを行い、周知徹底を図っていく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 110 | 自殺に関する支援者への技術とこころの支援 | 精神保健福祉センターの技術支援の一環として、自殺に関する統計情報等の提供や支援者への研修・困難事例や自死後のケアの相談等に応じます。 | ・支援者向け研修 開催回数：13回 参加者：1,013名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 支援者は、時には相談者を助けることが出来ないこともあるなど強いストレスにさらされることも多く、自らの健康を損なうおそれもあるため、支援が必要である。 | 引き続き、支援者向けの研修や支援の充実を図っていく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進 | | | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------------|---|---|----------------------|---|--|----------------------------|
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 25 59 | 若者の自殺予防、自殺未遂者対応のための支援者研修 | 若者に特有の複雑な自殺心理とその対応方法について、支援者の理解を図るとともに資質の向上を目的とした研修を行います。 また、希望する私立高校、大学において、ストレスの対処法やSOSの出し方など、こころの健康づくりのための出前講座等を行います。 | ・開催回数：4回 ・参加者数：152名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 若年層の自殺の状況は深刻であり、自殺者のうち未遂歴があるものの割合も高いため、引き続き重点的な取り組みが必要である | 若者という属性を切り口として、より実践的な支援者研修を継続して実施していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 83 | やさしい精神保健福祉講座 ※平成29年度から事業名変更 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 薬物乱用・依存関連問題専門研修 | 薬物等の乱用・依存関連問題に関わる支援者を対象に、依存症に関する知識や支援手法を取得するための研修会を開催します。 | ・開催回数：2回 ・申込者：101名 9/2開催:61名 11/1開催：40名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | オンライン開催となったため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく開催することができたが、顔の見える関係づくりをするのが困難となっている。 | 依存症関連問題に対応するため、依存症に対する基本的な知識を抑えつつ、支援者のニーズに添った研修内容を検討していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 112 | ゲートキーパーの地域での広がり | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 82 | 自殺対策出前講座 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 70 | こころの健康およびアルコール依存症対応力向上研修 | かかりつけ医や精神科医療機関関係者、職場のメンタルヘルスに関わる専門職を対象に、うつ病とアルコール依存症の正しい知識と対応法の研修を行います。 | ・開催回数 1回 (11/19) 参加者 33名 ※市医師会と共催 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | アルコール依存やうつ病の症状がある人が最初に受診するのはかかりつけ医であることが多い。また、職場のメンタルヘルスの課題も大きい。 | 医師会と調整の上、計画・実施する予定。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 114 | がん患者・家族への支援 | がん患者を必要に応じ専門的、精神的なケアにつなぐ支援をする「がん相談支援センター」等について、福岡県や各団体との連携により周知に努めます。また、かかりつけ医等を対象とした自殺対策研修の一環として、がん医療における告知をはじめとした患者とのコミュニケーションの取り方や、患者及び家族の精神症状に対するケア等への理解について、内容の充実に取り組みます。 さらに、アピアランスケアや小児・AYA世代のターミナルケアを進め、患者や家族の負担を軽減し、療養生活の質の向上を図ります。 | がん専門相談員が配置されており、がん患者だけでなく誰でも気軽に相談できる「がん相談支援センター」を周知するためチラシを作成し、市ホームページにも掲載した。 令和2年7月に「若年がん患者在宅療養生活支援事業」を開始し、40歳未満のがん患者のターミナルケアに必要なサービス利用料の一部を助成している。 令和3年12月に「北九州市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業」を開始し、医療用ウィッグや補整具等の費用の一部を助成している。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | がん発覚による精神的なショックによるうつ病等発症の問題もあることから、市ホームページ等を通じて、がん相談支援に関する情報について、より一層の充実を図る。 また、「北九州市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業」や「若年がん患者在宅療養生活支援事業」等のがん患者支援事業の周知を進める。 | 今後も、「がん相談支援センター」と、より一層の連携強化を図り、その周知に取り組んでいく。 また、北九州市医師会等の関係機関と連携して、患者や医療機関等へ「北九州市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業」や「若年がん患者在宅療養生活支援事業」等のがん患者支援事業の周知を図る。 | 保健福祉局難病相談支援センター、精神保健福祉センター |
| 2 社会的な取り組みで自殺を防ぐ | | | | | | | |
| 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 79 | 自殺対策パンフレットの作成 | 自殺対策に必要な知識や相談窓口情報等を記載したパンフレット等を作成し、市民や関係者への周知を行っています。また、関連資料等は、いのちとこころの情報サイトに掲載しており、ダウンロードすることができます。 | ・4種45,300部作成 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 市民が自らのこころの健康を維持・向上させ、地域全体で自殺予防に取り組むためには、自殺に対する正しい知識を学び偏見の除去や専門家の相談先等を広報する必要があります。 | より多くの市民や関係者が利用できるため、よりアクセスしやすい方法として、各団体等へ利用申請書の利用を広報していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 56 | 自殺予防こころの相談電話 | 自殺予防を目的に、臨床心理士等が様々な悩みを傾聴するとともに、必要に応じて助言・情報提供を行います。 | ・対応件数：3,646件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 誰にも悩みを打ち明けられずに自殺へと追い込まれてしまう方連の話を傾聴等することで、自殺予防を図る。 | 相談件数は増加傾向にある。今後も一件一件の電話に丁寧に対応していくことで、一人でも多くの方の自殺を予防する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 75 | いのちとこころの情報サイトホームページの効果的な運用 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 57 98 | 社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業 | 社会福祉団体等補助事業で「社会福祉法人北九州いのちの電話」に運営活動費補助金を交付しています。また、市政だより(すこやかハート)にボランティア電話相談員の募集に関する記事を掲載し、PRに努めています。 | ・令和3年度補助交付額 5,000千円 ※市政だより(令和4年7月15日号)に電話相談員募集関連記事を掲載 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ボランティア電話相談員が減少傾向にあり、新たな相談員の確保と養成が課題となっている。 | 引き続き、運営活動費補助金の交付をするとともに、市政だよりを活用したボランティア電話相談員の募集を行う。 | 保健福祉局総務課、精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|-----------|---|---|---|----------------------|--|---|--------------------------|
| 54 | 夜間・休日精神医療相談事業 | 夜間・休日の精神疾患急変等に、精神障害者や家族等の不安軽減のための相談や、必要に応じて適切に医療等につなげるための電話相談窓口を設置しています。 | ・相談件数：1,967件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 夜間・休日であるため、緊急性は高くないが、速やかに受診する方が好ましい相談者に対して医療機関へ適切に繋げることが困難なことがある。 | 相談件数は年々増加傾向にある。引き続き、事業を継続実施し、相談者のニーズに応えるとともに、直ちに受診を希望する相談者に対しては、応急入院指定病院と連携し対応する。 | 保健福祉局精神保健・地域移行推進課 |
| 11 | 「24時間子ども相談ホットライン」事業 | いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。 | ・電話相談対応件数：3,965件 ・24時間子ども相談ホットライン相談員電話対応専門研修：3回実施。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 現状のまま24時間・365日体制で適切な電話対応を継続することが必要。 | 引き続き、電話相談員のスキルアップに努める。 | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 9 | 子ども・家庭相談コーナー運営事業 | 区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図る。 | 子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携し、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図った。 ・相談件数：80,486件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 子どもと家庭に関する相談内容は複雑・多様化している。 | 本市及び関係機関が実施する研修に参加し、相談員の資質の向上を図ることで、相談者に対して適切かつきめ細かに対応する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 55 63 | 精神保健福祉相談 | イライラする、眠れない、ストレスが溜まるなどこころの健康や、酒害（アルコール）、老人性認知症などに関する問題を抱える本人や家族に対して、各区役所において精神科医や相談員等が相談に応じます。 | ・各区役所での随時相談：延べ13,650件 【内訳】 面接：3,866件 訪問：892件 電話：8,879件 メール：13件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 精神保健に関する相談や暮らし、経済問題、対人関係、家族関係等、相談内容は多様化・高度化しており、今後とも、引き続き関係機関と連携していく必要がある。 | 引き続き定例相談及び随時相談を実施し、相談者のニーズに応じていく。 | 保健福祉局精神保健・地域移行推進課 |
| | 北九州市障害者基幹相談支援センター | 障害者相談支援事業を実施する「障害者基幹相談支援センター」において、総合相談窓口として訪問支援（アウトリーチ）を含む相談支援を行います。あわせて障害者虐待防止センターの機能を持たせ、虐待に関する通報の受理や養護者への指導・啓発などを行います。 | ・障害者基幹相談支援センターの相談件数：15,847件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 障害者基幹相談支援センターの知名度は徐々に高まっているが、さらに高める必要がある。 | 引き続き、訪問支援（アウトリーチ）など丁寧な相談支援方法をとることにより、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。 | 保健福祉局障害者支援課 |
| 85 106 | 男女共同参画センター相談事業 | 男女の心の問題や生き方、DV、セクシャルハラスメントなどの性別による人権侵害、女性の人生設計の相談等についてジェンダーの視点に立って相談に応じます。 本人が解決に向かう力をつけるための問題整理や情報提供を行い、相談者が自ら決断し行動できるようサポートします。 必要時、臨床心理士、弁護士等が専門的な立場から相談に応じます。 | こころと生き方の一般相談、性別による人権侵害相談、弁護士による無料法律相談等を実施した。 ・年間相談件数 3,548件 生き方や夫婦関係、DV、親子関係などの相談に電話や面談で対応している。（令和2年度末で東部・西部労働婦人センターを用途廃止し、令和3年度以降は、男女共同参画センター相談事業として、門司生涯学習センター大里分館、八幡東生涯学習センター尾倉分館にて実施） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 本センター相談室だけでは解決できない問題も多く、必要に応じて区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナーや北九州市精神保健福祉センター、人権推進センター等を紹介している。関係機関との日頃の連携が重要と感じる。 | 今後も相談者に寄り添い、ジェンダーの視点に立って相談に応じる。 | 総務局男女共同参画推進課 |
| | 多文化共生ワンストップインフォメーションセンター運営事業 ※平成31年4月から事業名変更 | 再掲 | - | - | - | - | 企画調整局国際政策課、(公財)北九州国際交流協会 |
| 47 101 | いのちをつなぐネットワーク事業 | “いのちをつなぐ”をキーワードに、地域における既存のネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくしていくことで、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないよう、市民・企業・行政の力を結集して地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。 | ・会合参加数：847件 ・相談件数：700件 ・相談内容：972件（※1件の相談で複数の相談内容有り） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 今後も「地域の課題を地域で考え、地域で解決する」ための環境整備を行い、自助・共助の取組みを支援・啓発していくことが重要である。そのために関係団体・機関と行政の連携体制の構築・強化と、市役所内部の連携機能の強化が必要であると考える。 | いのちをつなぐネットワーク推進会議の開催。協力企業・団体の拡大、連携強化を図る。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 102 | 心理ケア支援事業 | 各区役所保護課に臨床心理士、公認心理師（会計年度任用職員）を配置し、生活保護受給者に対する精神的支援（心理面からの状況把握、カウンセリングなど）やケースワーカーへの技術的助言及び支援、精神保健福祉センターとの技術的連携を行い、精神保健福祉分野の体制強化を図ります。 | ・訪問面談：301件 ・来所面談：908件 ・カンファレンス等参加：183件 ・その他：944件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | (公財)日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格または、公認心理師の資格を有する者を会計年度任用職員として雇用する必要があるが、病院や児童相談所、学校が主な職場として考えられており、生活保護の現場はなじみが薄いこともあり、人材確保が非常に困難。 | 精神障害者、発達障害者等、心理的支援の必要な生活保護受給者に対して、臨床心理士・公認心理師（会計年度任用職員）による見立てやカウンセリングなどを通して生活支援を行う。 | 保健福祉局保護課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|-----|-----------------------|--|---|----------------------|--|--|-------------------------|
| | 自死遺族の個別相談 | 自死遺族の方を対象に、傾聴を中心とした個別相談の場を提供し、必要に応じて、地域の資源・支援機関などの情報提供を行いながら、こころのケアを図ります。 | ・相談件数：3件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自死は、遺されたご遺族の心に後々まで大きな影響を及ぼすため、適切な支援へと繋ぐことが必要である。相談者数は少なく、必要な層に、必要な情報が届いていない可能性もある。 | 引き続き事業を継続するとともに、当相談窓口の周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 22 | 子ども・若者応援センター「YELL」の運営 | 社会生活を円滑に営む上でさまざまな困難を抱えている子ども・若者（概ね15歳から39歳まで）や、その家族を対象に相談に応じるほか、関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言等を行う相談窓口として自立を支援しています。 | ・相談件数：1,528件（うち新規相談者：132人） 一日あたりの相談件数：10.3件 ・プログラム利用者数（延べ数）：696人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 一人ひとりの活動自立度に合わせた体験プログラムの充実が課題である。 | ・YELLの利用だけでなく、関係機関のプログラムを活用するなど、さらなる連携の強化を図る。 ・中学卒業後の未進学者や、高校等中退者などへの広報、周知を行う。 | 子ども家庭局青少年課 |
| 38 | 住宅防火訪問 | 年齢や地域特性等をふまえ、年間を通じて高齢者・障害者等の訪問活動を行い、防火・防災啓発の普及を図ります。 | ・防火訪問件数：2,171件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 戸別訪問に対する不信感や新型コロナウイルス感染症に対する不安感を持たれることがあるため、事業の趣旨を的確に伝えるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意したうえで、訪問先の実情に応じた指導啓発が必要である。 | 市内102隊の警防小隊が、一隊あたり概ね30件の防火訪問を実施する。（約3,060件） | 消防局予防課 |
| 37 | いきいき安心訪問 | 介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、簡単な身の回りのお世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図ります。 | ・世帯訪問件数：0世帯 ・訪問消防団員数：0人 ※訪問を見合わせたが、代替事業として手紙を郵送した。（1,504世帯に郵送） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問を見合わせている。 | 新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮し、事業を再開する。 | 消防局消防団課 |
| 113 | 性的少数者の支援体制の構築 | 自殺念慮・自殺未遂の割合が高いことが指摘されている性的少数者について様々な課題に対応した支援体制を構築します。なかでも性同一性障害を中心とした医学的見地からの対応を要する相談については、専門相談窓口を開設します。 また、LGBT（性的少数者）の生きづらさを少しでも解消し、生き方を後押しする制度として「北九州市パートナーシップ宣誓制度」を運用します。 | ・性同一性障害についての相談件数：10件 ・「北九州市パートナーシップ宣誓制度」利用カップル 6組（延べ20組） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ・北九州市のLGBT（性的少数者）に関する相談窓口の中で、当相談窓口は性同一性障害に関する相談に対応している。相談ニーズに合った、適切な窓口、社会資源情報等を提供する必要がある。 ・他の施策とともに本制度を広く周知することで、LGBT（性的少数者）の方への市民の理解を深め、差別や偏見を解消する。 | ・相談者のニーズに合った情報提供ができるよう、相談窓口や社会資源情報等の情報収集に努める。 ・他都市の状況や当事者のニーズ等の情報を収集し、性的指向や性自認に関する市民への理解に資するよう広報・啓発に努める。 | 精神保健福祉センター、保健福祉局人権文化推進課 |
| 116 | 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施 | 性犯罪等を防止するための広報啓発や相談窓口の周知等、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けた取組を行います。 | 市内の若者と共に「性的同意」をテーマに、若者の現状や考え、効果的な広報啓発方法などを議論した後、「性的同意」の考え方の周知に向けたシンボルデザインと啓発ポスターを作成した。 また、安全・安心推進員による企業訪問において、性犯罪等の防止に向けた広報啓発活動を行った。 相談については、福岡県・福岡市・本市で共同設置している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、24時間365日対応の相談対応や各種手続きの同行支援を行うなど、性犯罪被害者等に寄り添った各種施策を実施した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 性犯罪等が起きる背景には、「女性は男性に従うべき」「少々暴力的な男性の方が男性らしい」といった誤った固定観念があり、性犯罪等を根絶していくためにはそれらを取り除き、「性暴力に対し、誰もが声をあげられる社会」にしていけることが重要である。 今後性犯罪等の防止に向けて、「性暴力」、「性的同意」などの言葉の認知度を向上し、性犯罪等を許さない機運の醸成を図る。 | 現状実施している相談体制の継続に加えて、令和3年度に作製したシンボルデザインを活用し、性犯罪被害者のうち約8割を占める10～20代に向けた広報啓発活動を行うなど性犯罪等の防止に向けて、「性暴力」、「性的同意」などの言葉の認知度を向上し、性犯罪等を許さない機運の醸成を図る。 | 市民文化スポーツ局安全安心推進課 |

多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|---------------|--|---|----------------------|-------|------------|-------------------|
| 33 | 消費者トラブル無料法律相談 | 多重債務が自殺の原因となる等社会問題化していることから、消費生活センターの各窓口で借金の相談を受け付けています。処理にあたっては、借金や家計収支の状況等を相談員が聞き取り、法的解決方法を説明し、必要に応じて専門家の意見を聞くために当センターで実施している消費者トラブル法律無料相談へ案内・誘導しています。 | ・多重債務による法律相談：11件受付（なお、令和4年4月1日より成年年齢が引き下げられる事に伴い、令和3年度より市内の高校・大学生等を対象にした若年消費者啓発にも取り組んでいます。） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 特になし | 今後も事業継続予定 | 市民文化スポーツ局消費生活センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 失業者等に対する相談窓口の充実等 | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------|--|--|----------------------|---|--|---------------------|
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 20 | 若者ワークプラザ北九州の運営 | 若者の就業支援の拠点である市内2か所の「若者ワークプラザ北九州」において、就業相談、各種情報提供、セミナー・講座、職業紹介などを実施して、若者の就業促進を図ります。 | ・延利用者数：11,541人 ・新規登録者数：1,281人 ・セミナー等受講者数：636人 ・カウンセリング延利用件数：12,218人 ・就職決定者数：931人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 介護や製造、建設をはじめとした人手不足業種への就職希望者が少ないこと、「希望する職種」と「求人がある職種」のミスマッチといった課題は引き続き発生している。若者の自立支援の観点から、求職者に対し、カウンセリングや職場体験などを通じ、市内企業で働く魅力を伝え、希望する職種・業種を増やす必要がある。 | 人手不足業種への就職を促すため、技能講習のほかに、令和3年度から新たに介護職員初任者研修を実施している。より丁寧なカウンセリング対応や、新たな就活様式に対応したセミナーを行うなど、状況の変化に応じてスピード感のある支援を行っていく。 | 産業経済局雇用政策課 |
| 117 | ウーマンワークカフェ北九州における就業等相談事業 | 平成28年5月に開設した「ウーマンワークカフェ北九州」では女性の就職・キャリアアップ・起業・子育てとの両立など、女性の職業生活における活躍をワンストップで総合的に支援します。 | 国・県・市の3者が緊密に連携し、女性の職業生活における活躍をワンストップで総合的に支援した。 ・新規利用者数 1,797人 ・述べ相談者数 7,702人（電話対応を含む） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | コロナ禍で新規利用者数が減少しており、利用者増に向けた機能充実や効果的な広報活動の実施が必要である。 | 働く女性、働きたい女性が各々の希望に応じ、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、引き続き当施設を拠点とした就業支援を行っていく。 | 総務局女性活躍推進課 |
| 法的問題解決のための情報提供の充実 | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 85 | 男女共同参画センター相談事業 | 再掲 | - | - | - | - | 総務局男女共同参画推進課 |
| 42 106 | 高齢者・障害者あんしん法律相談事業 | 「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」などの民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力により無料法律相談を行います。 | ・相談件数：130件（高齢113件、障害17件） ・市政だより（区版）を活用した周知（毎月） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 高齢者・障害者あんしん法律相談事業の周知を引き続き行う。 | 時期を捉えた広報を引き続き実施し、市民の民事・刑事上の法律に関わる問題について福岡県弁護士会北九州部会の協力により行う。 | 保健福祉局長寿社会対策課、障害者支援課 |
| 106 | 法律人権相談 | 各種相談事業に取り組んでいます。 | 各区で毎月1回開催 ・年間80回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 若年層への広報の仕方 | 継続実施 | 広報室広聴課 |
| 106 | 東部・西部勤労婦人センター相談事業 | 各種相談事業に取り組んでいます。 | （男女共同参画センター相談事業として、門司生涯学習センター大里分館、八幡東生涯学習センター尾倉分館にて実施。） | f:事業見直し | | | 総務局男女共同参画推進課 |
| 106 | 地域交流センター人権法律相談 | 人権、金銭、土地、家屋、親族等の専門的知識を必要とする問題について、弁護士による無料法律相談を行います。 | ・相談件数：124件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 特になし | 今後も市政だよりやセンターだよりで広報を行い、市民に事業の周知を行なう。 | 保健福祉局同和対策課 |
| 106 | 自死遺族のための無料法律相談 | 家族を自死で亡くした場合、遺された家族は、自死に伴う様々な法律問題に直面することがある。そのため、遺族支援として、こころのケアだけでなく、法的支援の提供を行います。 | ・相談件数：4件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 相談者は少なく、必要な層に、必要な情報が届いていない可能性もある。 | 引き続き事業を継続するとともに、当相談窓口の周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 危険な場所、薬品の規制等 | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 58 | 自殺の危険箇所改善への取り組み | 自殺危険箇所における危険防止のため柵等の取り付けや啓発ポスター等の掲示などについて、所有者や管理者への理解を求めていきます。 | ・市内のJR九州全駅へ自殺予防ポスターの掲示を依頼（9月、3月） ・北九州モノレールに同ポスターを掲示（9月、3月） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺を考えるほど迫られている方は、生と死の間を揺れ悩んでいると言われていた。そのような方は様々な状況下に置かれていることから、危険箇所は多様に渡る。多様な危険箇所に合わせて、効果的な改善が必要である。 | 市内JR駅やモノレール駅に協力を得て、自殺予防週間や月間に合わせてポスター掲示等の啓発を引き続き行う。また、他の自殺危険箇所についても、効果的な改善を行えるよう検討していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| インターネット上の自殺予告事案への対応等 | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| | ネットトラブル等防止事業 | インターネット上のサイト等において、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込みを把握・監視し、適切に対応することでネットトラブル等の早期発見と未然防止に努めています。また、教職員に対してネットトラブルに関する対応力向上のための研修を行います。児童生徒のスマートフォンやインターネットの利用についての実態を調査し、PTA協議会や学校と連携して児童生徒への指導や保護者への啓発を行っています。 | ・インターネット上のサイト等を定期的に巡回監視し、不適切な書き込み等について必要に応じて対応した。 ・教職員を対象にしたネットトラブルに関する研修会の実施 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加し、SNS上のいじめや様々なトラブルが懸念される。 | ・巡回監視を継続し、問題の早期発見・早期対応に努める。 ・児童生徒のスマートフォン等の利用実態について調査分析するとともに、PTAと連携しながら、スマートフォンやインターネットの適切な利用について、効果的な啓発に取り組む。 | 教育委員会生徒指導課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 介護者への支援の充実 | | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------------------|---|--|----------------------|---|---|-------------------------------|--|
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 | |
| 48 | 介護支援専門員への研修機会の創出 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課、介護保険課、精神保健福祉センター | |
| 46 | 地域包括支援センター運営事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課 | |
| 43 | 認知症カフェ普及促進事業 | 認知症の人を支える取組みやつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及を促進します。 | ・認知症カフェ数：26（カフェ・オンラインを除く） （令和4年3月末時点） ・認知症カフェ交流会参加者数：28人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | コロナ禍のため、感染対策を講じながらの積極的な市民への働きかけが難しい状況である。 | 「第2次北九州市いきいき長寿プラン」の目標である令和5年度認知症カフェ実施箇所数50ヶ所の達成に向け、認知症カフェの普及啓発や活動支援を行うほか、認知症カフェ同士の横のつながりができるよう交流会の開催などに取組む。 | 保健福祉局認知症支援・介護予防センター | |
| 44 | 認知症介護家族交流会 | 認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励まし合い、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。 | ・介護家族交流会参加者数：22人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 会場によっては自宅から遠方であり参加しづらいなど、開催場所について課題がある。 | 引き続き継続的に実施していく。 | 保健福祉局認知症支援・介護予防センター | |
| 45 | 認知症・介護家族コールセンター | 認知症の人やその家族が抱える不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や介護する家族等への精神面での支援を行います。 | ・コールセンター相談件数：224件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 潜在的なニーズはあると思われるが、十分に周知が行き届いていない可能性がある。 | 引き続き継続的に窓口を設置し、認知症の人や介護する家族等への精神面での支援を行っていく。 | 保健福祉局認知症支援・介護予防センター | |
| いじめを吉にした子どもの自殺の予防 | | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 | |
| 13 | いじめ対策の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 教育委員会生徒指導課 | |
| | Eメール相談 | 電話では相談しづらい不安や悩み、疑問などをEメールで受け、相談内容に応じて適宜アドバイスや適切な関係機関を紹介するなど、相談者の気持ちに立って、不安や悩みの軽減、疑問の解消に努めます。 | ・相談実績：212件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | メールの受信日によっては、回答に時間を要する。 | できる限り速やかに回答するよう努める。 | 子ども家庭局子ども総合センター | |
| 11 | 「24時間子ども相談ホットライン」事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子ども総合センター | |
| 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 | | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 | |
| 1 | 育児支援家庭訪問事業（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。 | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し訪問した。 ・訪問延件数：2,758件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 関係機関と連携し、継続した支援が必要。 | 養育支援が必要な家庭は、虐待のリスクもあることから支援体制を強化するために関係機関と連携し、より効果的な事業の推進を図る。 | 子ども家庭局子育て支援課 | |
| 2 | 生後4ヶ月までの乳児家庭全戸訪問事業（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるなど、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象とし訪問した ・訪問件数：6,006件 （訪問割合：94.3%） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 今後も保健師や助産師等の専門職と地域支援者それぞれの強みを活かした活動が必要。 | 子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実させていくために継続して実施する。 | 子ども家庭局子育て支援課 | |
| 3 | 妊娠期からの養育支援事業（すくすく子育て支援事業） | 妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。 | 医療機関との連携により、支援が必要な家庭への訪問等を行った。 ・医療機関からの連絡件数：964件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 医療機関との密な連携体制が必要。 | 今後も医療機関と連携し、効果的な支援を実施する。 | 子ども家庭局子育て支援課 | |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|--|--|----------------------|--|--|------------------------------|
| 4 | 乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業（すくすく子育て支援事業） | 虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。 | 乳幼児健康診査未受診者に対し、受診勧奨等を行った。 ・対応数：870件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 子育ての孤立化を防ぐためにも、関係機関との連携が重要。 | 乳幼児健康診査の未受診者は、様々な問題を抱えていることがあるため、訪問等による支援や受診勧奨を継続して実施する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 5 | 保育カウンセラー事業 | 児童虐待の早期対応・防止や発達の問題になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内保育所等を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所等を支援します。また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。 | 市内の保育所等に対して「子ども虐待、気になる子ども、養育への配慮が必要と感じられる子ども」の状況調査を行い、対応に悩む保育所等に対し、訪問や電話による支援を行った。 ・訪問支援：103回（468人） ・電話対応：133件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 子ども虐待、気になる子ども、養育への配慮が必要と感じられる子どもへの対応は、保育所等内にとまらず、より適切な機関への紹介や社会的資源の活用等、他機関との連携の必要性が高まっている。 | 事業について保育所等にアンケート調査を行った結果、訪問や電話での支援については概ね好評であったため継続していく。また、各区子ども家庭相談コーナーや子ども総合センターなど関係機関との連携について、情報のつなぎを行っている。 | 子ども家庭局保育課 |
| 6 | 家族のためのペアレントトレーニング事業 | 虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。 | ・家族再統合コース：12家庭参加。 ・養育不安コース：14家庭参加。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 中断するケースの継続実施 保護者同士の交流の促進 | 適応ケースを見極め、継続実施にむけた動機付けを高める。保護者同士の交流をより促進するようなプログラムを検討する。 | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 7 | 児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化 | 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努めます。 | ・児童虐待通告件数：2,593件 ・児童虐待相談対応件数：2,363件 ・児童虐待対応リーダー養成研修開催回数：1回 Zoomによるライブ配信参加者数：149人 YouTube等によるアーカイブ配信再生回数：1,142回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童虐待の早期発見、早期対応、また発生予防に努め、迅速かつ適切に対応することはもとより、虐待を受けた子どもの心のケアや虐待を行った保護者等への再発防止策の対応が喫緊の課題である。 | 子どもの心のケアに重点を置いた取り組みを強化する。 | 子ども家庭局子ども総合センター、子育て支援課 |
| 8 | 児童虐待防止医療ネットワーク事業 | 小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図ります。 | ・児童虐待専門コーディネーターの相談対応件数：849件 ・事例検討会を毎月開催。 ・児童虐待の対応能力向上のための研修実施。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童虐待対応のための教育研修の実施。 | 医療機関に向けた児童虐待対応に関する研修を実施し、医療機関のネットワークづくりを進める。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 9 | 子ども・家庭相談コーナー運営事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 10 | 子ども総合センターの運営 | 児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。 | ・児童相談受付件数：8,572件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童を取り巻く多種多様な課題等に対し、迅速かつ適切に取り組むことが必要。 | 次代を担う子どもの健やかな育成のため、関係機関等との連携を密に図りながら、より効率的、効果的な事業運営に努める。 | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 11 | 「24時間子ども相談ホットライン」事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子ども総合センター |
| 12 | 児童養護施設等入所児童への支援の充実 | 児童養護施設は、2～18歳の家族と一緒に暮らせない児童が入所する施設です。近年、虐待による入所が増加しており、知的障害だけでなく発達障害の児童も増えているため、虐待等によりストレスやトラウマ等を抱える児童への支援の充実を図ります。 | 措置児童の養育を行う児童養護施設等に対して措置費を支弁した。 ・支弁対象延べ児童数：5,353名 発達障害児等を入所させた施設に対し、より手厚い養育環境を確保するための助成を行った。 ・対象職員数：7名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 児童養護施設等の職員確保と人材育成、また施設の小規模化及び地域分散化、高機能化に向けた取り組みの実施。 | 地域小規模児童養護施設の開設など、家庭的養護の推進に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター、子ども家庭局子育て支援課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 97 | 犯罪被害者等支援事業 | 犯罪被害に遭った被害者やその家族・遺族が、元の平穏な生活を取り戻すことができるように支援するため、福岡県・福岡市と共同で「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」を設置しています。また、性暴力に特化した被害者救済の施策として、平成25年7月から福岡県・福岡市と共同で「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置しています。 | 福岡県・福岡市・本市で共同設置している「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、電話や面談による精神支援や各種手続きの同行支援など、被害者等に寄り添った各種施策を実施した。 加えて、両センターに関する広報啓発活動を行った。また、被害者支援の総合的な推進のため「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、各種窓口間の連携強化を図った。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 福岡県における「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」、 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の認知度は徐々に増加傾向にあるが、依然50%以下の状態であるため、継続した広報啓発が必要。 | 被害者に寄り添った各種支援の継続実施に加え、引き続き支援センターの周知を図る。 | 市民文化スポーツ局安全安心推進課 |
|---------------------|---------------------|---|--|----------------------|--|--|------------------|
| 85 106 | 男女共同参画センター相談事業 | 再掲 | - | - | - | - | 総務局男女共同参画推進課 |
| 115 | 産婦健康診査事業 | 令和2年10月から、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、概ね産後1か月以内の産婦に対する健康診査の費用を助成することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備します。 | 産婦健康診査受診料の助成を行った。 ・延べ受診者数：6,034名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 関係機関と連携し、継続した支援が必要。 | 健診結果よりフォローが必要な産婦に対して、医療機関と連携し効果的な支援を実施する。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 116 | 性犯罪防止に向けた広報啓発や相談の実施 | 再掲 | | | | | 市民文化スポーツ局安全安心推進課 |
| 生活困窮者への支援の充実 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 34 | 生活困窮者自立支援事業 | 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことを踏まえ、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立の支援に取組みます。 | ・新規相談受付件数：5,324件 ・プラン作成件数：888件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自らSOSを発すること困難な方に対しても、「いのちをつなぐネットワーク事業」のアウトリーチ力と連携することで、確実に支援を行える体制を構築し、コロナ禍において、深刻化のおそれがある生活困窮の防止に努める。 | 相談者が直面している生活全般に関する課題に対して支援を行うことで、自立した生活基盤づくりを強化する。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 107 | 総合相談会の定例開催 | 自殺予防においては、心の悩みを抱える人たちの背景にある様々な課題やリスクを解決するために、各関係機関相互の連携が必要となります。複雑・困難な背景を抱える人々に、ワンストップで相談の解決への道筋をたてることで、相談者の自殺リスクの軽減を図ることや、関係機関の連携体制の強化を目的とした総合相談会を定期的で開催し、相談者を丁寧にフォローしていきます。 | ・弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がワンストップで応じる総合相談会を開催 開催回数：3回（6/18、12/13、3/12） 相談件数：9件 9月開催予定分は申し込みがなく中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺を考えるほど悩んでいる方は、複雑・困難な状況のなかで、どこに相談すれば良いかわからない事が多いといわれている。また、このようなことへの支援においては、支援者同士の連携が重要になると考えている。 | 総合相談会は、相談者の満足度が高く、相談員にとっては、他の専門職の共通理解と連携を図る機会となる等の成果があった。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 35 | ホームレス対策推進事業 | 法及び国の基本方針等に基づき策定した「北九州市ホームレス自立支援実施計画」に沿って、自立の意志がありながらホームレスを余儀なくされている方に対し、自立の支援やホームレスになることを防止するための生活の支援を地域や関係団体と連携して取組みます。 | ・市内ホームレス数：56名 ・ホームレス自立支援センター入所者数：45名 ・退所者数：49名（うち就労退所18名） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 全国のホームレス数は減少傾向にあり、本市のホームレス数も同様の傾向である。一方、ホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在する。 | 今後も職業相談員と連携し、入所者が抱える就労阻害要因の解決策の検討や今後の支援方針の決定等、きめ細やかに求職活動を支援する。 | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 47 101 | いのちをつなぐネットワーク事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| 102 | 心理ケア支援事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局保護課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 二ト状態等の若者の自立支援 | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------|--|--|----------------------|--|--|-------------------|
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 24 | ひきこもり対策事業 ※令和3年度から事業名変更 | 様々な要因によって社会参加の場が狭まり、自宅以外での生活の場が長期間にわたって失われている状態をいう「ひきこもり」の中でも、特に、背景に精神疾患がない「社会的ひきこもり」について、支援者向けの研修・連絡会、市民向けの講演会、家族教室、自助グループの側面的支援等の事業を実施します。 | ・支援者向けの研修会 開催回数：1回 参加者数：34名 ・市民向けの講演会 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 ・家族教室 開催回数：6回 延参加者数：35名 7回の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため1回は中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 単一の機関・単独の支援者によるサポートやアプローチだけでは十分な支援は困難であり、多種・多様な機関の連携に基づく支援の継続が重要。そのため、他の関係機関との連携・つなぎや地域における新たな資源の開発・創設を意識した事業運営が求められる。 | 北九州市ひきこもり地域支援センターとの連携を基盤として事業を継続実施しながら、支援者研修・連絡会、市民向け講演会の企画・運営・広報等の工夫等により、市民及び関係者の知識・関心の向上を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 23 | 北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 | 社会的ひきこもりに関する相談や様々な情報、活動場所を提供しています。（社会的ひきこもりとは：社会的な参加の場がせげばまり、就職や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態） | ・電話・来所・訪問による相談支援を実施した。 延べ相談件数：2,065件 ・フリースペースを開設し、居場所の提供を行った。 フリースペース開催回数：86回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ひきこもり支援は様々な方面からの支援が必要であることが多く、多種・多様な機関の連携に基づく支援の継続が必要である。 | 引き続き、電話相談や来所相談、訪問支援、フリースペースを実施し、利用者のニーズに合った支援を行うとともに地域ネットワーク作りの拡大を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 22 | 子ども・若者応援センター「YELL」の運営 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局青少年課 |
| 100 | ひきこもり支援実務者連絡会 | ひきこもり支援者が集い、情報交換を行うことで、連携のためのネットワークの構築や互いの支援のスキルアップを目指します。 | ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | ひきこもりの問題は、様々な方面からの支援が必要であるため、支援者が、情報交換を行う機会の提供が必要である。 | 引き続き、連絡会を開催し、ひきこもりの問題に携わる支援者間のネットワークの構築や、スキルアップの向上を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 20 | 若者ワークプラザ北九州の運営 | 再掲 | - | - | - | - | 産業経済局雇用政策課 |
| 3 適切な精神科医療を受けられるようにする | | | | | | | |
| 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 54 | 夜間・休日精神科医療相談事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健・地域移行推進課 |
| 53 | 精神科緊急・救急医療体制整備 | 夜間休日における精神科緊急・救急医療体制（24時間365日）について、福岡県及び福岡市と共同で整備しています。 | ・受診件数：410件 （うち北九州ブロック：84件） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 身体合併症の場合は、身体的な処置が優先されるため、システムで通常紹介する当番病院では対応できない。 | 身体的な処置に対応可能な救急病院に速やかに診察を依頼する。その上で精神科に係る対応を行う。 | 保健福祉局精神保健・地域移行推進課 |
| 103 | 精神障害者保健福祉対策事業 | 各区保健福祉課で実施している定例相談に、非常勤嘱託医を派遣しています | ・各区役所での定例相談（延べ件数） 精神保健相談：18件 老人精神保健相談：4件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 精神保健に関する相談や暮らし、経済問題、対人関係、家族関係等、相談内容は多様化・高度化しており、今後とも、引き続き関係機関と連携していく必要がある。 | 嘱託医の確保に努め、引き続き定例相談を実施し、相談者のニーズに応えていきます。 | 保健福祉局精神保健・地域移行推進課 |
| うつ病の受診率の向上 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 36 73 | アルコールとうつ、自殺に関する効果的な啓発活動の展開 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 61 | 依存症・うつ病等の精神疾患に関する相談体制の整備 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 49 69 | かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 60 | 産後うつ対策（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、生後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応します。 | 家庭訪問の際、質問票を使用し産後うつ状態を発見するためのアセスメントを実施した。 ・質問実施件数：5,515件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 全ての産婦に質問を実施できていないが、関係機関と連携し、支援している。 | 子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実していくために、関係機関と連携し、より効果的な事業の推進を図る。 | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 55 63 | 精神保健福祉相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健・地域移行推進課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| かかりつけの医師等のうつ病の精神疾患の診断・治療技術の向上 | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|---|---|----------------------|---|--|-----------------|
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 49 69 | かかりつけ医こころの健康対応力向上研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| うつ病スクリーニングの実施 | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 60 | 産後うつ対策（のびのび赤ちゃん訪問事業） | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子育て支援課 |
| 64 | 健康相談 | 市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や、区役所における随時の電話や面接相談、各種集団健康教室への来所者に対する個別相談、福岡県飲酒運転厳罰化条例に基づく適正飲酒指導など、対象者の心身の健康に関する総合的な助言・指導を行います。 | ・実施回数：3,371回 ・参加延人数：5,891人 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 新型コロナウイルス感染症の影響から健康に関する相談が増加する可能性があり、「新しい生活様式」における感染予防対策を徹底し、実施方法等検討の必要がある。 | 「新しい生活様式」における感染予防対策を徹底し、電話や少人数単位（予約制）など指導方法を工夫することにより、市民の健康意識向上に努める。 目標：健康相談実施回数、延人数の増加 | 保健福祉局健康推進課 |
| うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 52 94 | 救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 | 自殺未遂者の精神科医療ケアや退院後の生活再建の支援等について、関係者の理解と連携を促進するため、医師や弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士などによる懇話会を開催します。 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため中止 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺未遂者を支援するため、関係者の理解と連携を促進し、横の繋がりを強化していく必要がある。 | 関係者の現状と課題を共有し、よりよい連携の方法を模索していく会となるよう実施していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 62 | 薬物・ギャンブル等の依存症に関する相談支援事業 | 薬物乱用・依存などの問題を抱える家族に対し、正しい知識や接し方を学び、同じ問題を抱える者同士のわかち合いの場を提供するための家族教室の実施や、薬物依存・ギャンブル依存問題等に関する相談窓口で個別相談を行います。 | ・来所による個別相談件数：44件 薬物：23件 ギャンブル：16件 その他の依存：5件 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 令和2年度は相談件数が落ち込んだが、令和3年度は令和元年度実績に近い件数に回復している。今後も相談窓口への周知を続けていく。 | 一人で悩みを抱えている当事者やその家族に相談窓口を活用してもらえよう、今後も広く周知を図る。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 65 | 薬物関連問題実務者ネットワーク会議 | 市内の薬物乱用・依存に関係する機関・窓口呼びかけ、関係機関間のネットワークの構築を目指し、意見交換・情報共有を行うことで、相談担当者のスキルアップと相談体制の充実強化を図ります。 | ・開催回数：1回（事業番号68と同時開催） ・参加者数：16名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | できるかぎり対面での開催が望ましいと思われるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けないためには、オンラインでの開催もやむを得ない。円滑な運営のためにファシリテーターのスキル向上をはかる必要がある。 | 引き続き事業を継続するとともに、関係機関へ積極的な参加を呼びかける。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 68 99 | アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催 | アルコール依存症に関する医療をはじめ保健福祉関係支援者（専門医療機関、断酒会、区精神保健福祉相談員等行政職員）の実務者レベルにおける連携を構築するためネットワーク会議を定期開催します。 | ・開催回数：1回（事業番号65と同時開催） ・参加者数：16名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | できるかぎり対面での開催が望ましいと思われるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けないためには、オンラインでの開催もやむを得ない。円滑な運営のためにファシリテーターのスキル向上をはかる必要がある。 | 引き続き事業を継続するとともに、関係機関へ積極的な参加を呼びかける。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 4 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ | | | | | | | |
| 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実 | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| 52 94 | 救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 50 | 自殺未遂者支援の充実 | 自殺企図により救急搬送された患者及びその家族を対象に、同意に基づき、精神保健福祉センターが心理教育や社会資源のコーディネートを行うなど積極的に介入することで、再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴して心の負担の軽減に努めます。また、市内の支援者と未遂者支援のあり方について検討を行います。救急搬送された自殺未遂者への支援について、平成30年度からは、連携する救急搬送先（医療機関）を新たに一箇所増やし対象者を拡大しました。 | ・支援者数：13件（20人）※家族支援含む ・支援件数：268回（訪問8回、電話121回、来所17回、所内協議66回、関係機関との情報共有53回、ケースカンファレンス3回） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺未遂の既往は、自殺の強力な危険因子の一つであるため、今後、未遂者への直接支援を強化していく必要がある。 | 引き続き、関係機関との連携を深め、自殺未遂者の自殺再企図防止に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 51 | 自殺未遂者に関する支援者のための研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 家族等の身近な人の見守りに対する支援 | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------------------------|--|---|----------------------|---|---|-------------------------------|--|
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 | |
| 50 | 自殺未遂者支援の充実 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 5 民間団体との連携を強化する | | | | | | | | |
| 民間団体の人材育成に対する支援 | | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 | |
| 48 | 介護支援専門員への研修機会の創出 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課、介護保険課、精神保健福祉センター | |
| 82 | 自殺対策出前講座 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 77 | 自殺対策事業啓発講演会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 71 | 精神保健福祉基礎・実務者研修 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 地域における連携体制の確立 | | | | | | | | |
| 事業№ | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 | |
| 93 | 北九州市自殺対策連絡会議、自殺対策庁内連絡会議の開催 | 北九州市自殺対策連絡会議では、おとに市内の関係機関・団体により、本市における総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整や協議を行うとともに、市の全部局室の幹事課が集まる自殺対策庁内連絡会議において、庁内の横断的な連携を図っています。今後、本計画の進捗状況や施策の評価による見直し等を協議し、効果的な自殺対策事業のあり方を検討していきます。社会全体で自殺対策に取り組む体制を強化していくため、北九州市自殺対策連絡会議の構成団体が行っている地域の自殺対策に関連する活動状況をとりまとめ、広く情報提供することとします。 | ・連絡会議：2回開催（5/21、11/2） ・庁内会議：1回開催（6/22） | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 効果的な自殺対策事業のあり方を検討するため、関係機関との連携をより一層図っていく必要がある。 | 引き続き、関係機関・団体間の取組の状況共有を推進するため、「関係機関・団体の取組状況一覧表を作成し、それを市HP等で公表する | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 52 94 | 救急医療における自殺未遂者の対応に関する懇話会 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 66 88 | リカバリーパレード「回復の祭典」 in 北九州の開催 | 「ごころの病気からの回復は可能であること」を社会に伝えるため、依存症などの精神疾患からの回復者、家族、支援者等が集まり、街頭パレードや唱和、チラシ配布等を行い、市民へ呼びかけを行います。パレードへの参加を通じて様々な立場の相互交流を図り、依存症などの心の病を持つ方々への回復とそのための支援の活性化を図ります。 | 【実行委員会開催】12回 【開催日時】令和3年5月15日13時30分～16時30分、令和4年2月26日13時30分～16時30分 ※オンライン開催 ※通常は各年度1回だが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度分を5月に開催 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 参加団体（自助グループ）等が固定化しているため、新規参加を呼びかけ、参加者の増加を図る。また、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンライン開催としたが、今後も状況に応じた開催方法を検討する必要がある。 | 引き続き、開催を継続する。課題のとおり、参加団体（自助グループ）等が固定化しているため、新規の呼びかけ、参加者の増加を図る。事務局としての役割を側面から支援し、参加者、参加団体の拡大を目指す。参加者同士の交流の場となるよう促していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 7 | 児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子ども総合センター、子育て支援課 | |
| 8 | 児童虐待防止医療ネットワーク事業 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局子育て支援課 | |
| 22 | 子ども・若者応援センター「YELL」の運営 | 再掲 | - | - | - | - | 子ども家庭局青少年課 | |
| 65 | 薬物関連問題実務者ネットワーク会議 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 68 99 | アルコール依存症に関する保健福祉ネットワーク会議の開催 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 109 | 生きるための支援を考える会 | 市内の各種相談支援機関・窓口の実務者等が集まり、自殺の要因となり得る問題に対する相談窓口の相談状況、支援状況について情報交換を行うとともに有効な連携の在り方を検討します。 | ・開催回数：2回(10/11、2/15) ・参加延人数：のべ8名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺の要因となりうる様々な相談に適切に対応するためには、相談者同士の横の連携が重要である | 各種相談支援機関・窓口の実務者（専門職）によってフックアップで悩みごとに対応する総合相談会のあり方を検討する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター | |
| 96 | 福岡県弁護士会北九州部会との連絡会 | 福岡県弁護士会北九州部会と定期的に連絡会を開催し、自殺対策における情報共有および自死遺族法律相談等の内容検討を行います。 | ・部会との連絡会：12回 ・担当弁護士研修：福岡県弁護士会主催のため未集計 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自死遺族の法的支援の必要性・重要性から、相談に従事する弁護士会との情報共有や内容検討が必要。 | 法律相談の事例検討や研修等を通じ、弁護士会との連携を図っていく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター | |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| | | | | | | | |
|-----------|------------------|--|----------|----------------------|---|----------------------------|-----------------|
| 95 | 自殺予防教育のための連絡会議 | 自殺予防教育における課題や手法を検討するため、関係者による連絡会議を定期開催します。 | ・開催回数：1回 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自殺予防教育が、学校現場で円滑に運用されるため、実務者間で課題や手法を協議する必要がある。 | 自殺予防教育に貢献するための協議を継続していきたい。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 47 101 | いのちをつなぐネットワーク事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局地域福祉推進課 |
| | 災害・事故時こころのケア対策事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

民間団体の電話相談事業に対する支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|------------------------|------|---------|------|-------|------------|---------------------|
| 57 98 | 社会福祉法人 北九州いのちの電話への補助事業 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局総務課、精神保健福祉センター |

民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|----------|-------------------|---|------------------------------|----------------------|---|---|-----------------|
| 67 89 | セルフヘルプ・フォーラムの開催 | セルフヘルプグループの広報・啓発の場として、同じような悩みを持ちながら、一人で苦しんでいる人たちをグループにつなぎたいという思いから、主に北九州市内で活動するセルフヘルプグループが協力をし、フォーラムを開催します。 | ・開催回数：1回（11/3） ・参加人数：約87名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自発的な市民活動となるよう、当事者の主体性に任せ側面的な支援を行なうことが重要であるが、一部の参加者に負担が偏っているという現状がある。開催の目的として、セルフヘルプグループの周知があり、関係者や支援者の参加だけでなく一般参加を増やすため、広報活動の方法について検討していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は初めて定員を設定し、事前申込制にするなど、規模を縮小して開催した。 | 引き続き、当事者の主体性に任せ、側面的な支援を行ないつつ、広報活動の方法等を検討していく。新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、実施方法や内容等については検討する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 90 | 北九州セルフハート会議の支援 | 北九州市内を中心に主に精神保健福祉領域で活動しているセルフヘルプ・グループのネットワーク会議「北九州セルフハート会議」の開催を支援しています。 | ・開催回数：7回（月1回） ・延参加人数：82名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | セルフヘルプ・フォーラムの運営事務局としての役割を側面的に支えることができた。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は開催できない月があった。 | 引き続き、セルフヘルプ・フォーラムの運営事務局としての役割を側面から支援しつつ、セルフヘルプグループ同士の交流の場となるよう促していく。新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しながら開催する。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 91 | セルフヘルプ・グループ情報誌の発行 | 北九州市内を中心に主に精神保健福祉領域で活動しているセルフヘルプ・グループの情報を確認することができるセルフヘルプ・グループ情報誌を発行します。 | 【掲載団体数】41団体 【発行部数】850部 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自助グループを必要とする人の目に留まるよう、配布方法や情報発信の方法を検討していく必要がある。 | セルフヘルプ・グループの活動を支援し、また、支援を求める市民のために有用なツールと考えており、継続して作成・配布していく。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

III 事後対応 遺された人の苦痛を和らげる

1 遺された人への支援を充実する

遺族の自助グループ等の運営支援

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-------|---------------------|--|---|----------------------|---|--------------------------------|-----------------|
| | 自死遺族の個別相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 106 | 自死遺族のための無料法律相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 自死遺族支援（わかち合いの会の開催等） | 自死遺族に対するグループでのケアの場として、自死遺族のためのわかち合いの会を開催します。また、わかち合いの会等の支援につながる機会を提供するため、年1回グリーンケアコンサートを開催します。 | ・開催回数：5回 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、グリーンケアコンサート、わかち合いの会1回は中止。 ・延参加者数：17名 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 参加者数は少ない。また、事前申込は行ったが、当日に参加できていない自死遺族もいる。 | 引き続き、定期的な会の開催を継続するとともに、周知に努める。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |

学校、職場での事後対応の促進

| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
|-----------|----------------|------|---------|------|-------|------------|------------|
| 15 105 | スクールカウンセラー活用事業 | 再掲 | - | - | - | - | 教育委員会生徒指導課 |

北九州市自殺対策計画 進捗状況表

| 遺族等のための情報提供の推進など | | | | | | | |
|------------------|----------------------|--|--|----------------------|---|---|-----------------|
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| | 自死遺族のためのリーフレット作成・配布等 | 死別後のこころのケア、相談窓口等を記載したパンフレットを作成し、市民や関係者への周知を行っています。また、関連資料等は、いのちこころの情報サイトのホームページに掲載しておりダウンロードすることができます。 | 市民、行政、医療機関、教育機関、その他相談機関、公的施設等に対して、リーフレットを配布した。 | b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】 | 自死遺族が、最初から医療機関や専門の相談窓口機関等を利用するとは限らず、多様な機関にリーフレットを配布し、広く周知することが必要。 | 引き続き、様々な機会を捉えてリーフレットを配布し、広く市民や関係者への周知を行う。 | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| | 自死遺族の個別相談 | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |
| 遺児への支援 | | | | | | | |
| 事業No. | 事業名 | 事業概要 | 令和3年度実績 | 取組状況 | 現状の課題 | 今後の取組/達成目標 | 担当所管課 |
| | 自死遺族支援（わかち合いの会の開催等） | 再掲 | - | - | - | - | 保健福祉局精神保健福祉センター |

※事業Noは、北九州市自殺対策計画 本冊に掲載している事業のNoとなります

※取組状況について
a:事業目標達成により廃止
b:取組中【事業の方向性：継続又は拡充】
c:取組中【事業の方向性：縮小又は廃止】
d:準備段階
e:未着手
f:事業見直し